

西谷認定こども園への入園に必要な書類について

宝塚市教育委員会

宝塚市立西谷認定こども園（保育施設）に入園するには、保育の必要性が認められる場合に限りです。入園に必要な書類は、入園を希望する理由（家庭等で保育できない理由）に応じて異なりますので、下記をご覧ください必要な書類を提出いただきますようお願いいたします。

| 入園希望理由 | 必要な書類 |
|--|---|
| ■全員必要 | <input type="checkbox"/> 入園申込書（兼 教育・保育給付認定申請書） <input type="checkbox"/> 乳児・幼児調書 |
| <input type="checkbox"/> 就労 | <input type="checkbox"/> 就労証明書（勤務先等に証明を求めてください） |
| <input type="checkbox"/> 育児休業からの復職 | <input type="checkbox"/> 就労証明書（復職日が記入されているもの） <input type="checkbox"/> 育休復職誓約書 |
| <input type="checkbox"/> 疾病・負傷または ^が い | <input type="checkbox"/> 誓約書（出産・傷病）※ ^が いの場合には不要 <input type="checkbox"/> 医師の診断書（家庭等で保育できない理由が明記されていること） |
| <input type="checkbox"/> 求職中 | <input type="checkbox"/> 就労誓約書（※勤務証明書を提出できる場合は不要） <input type="checkbox"/> 勤務証明書（※就労が内定しており、提出できる場合のみ） |
| <input type="checkbox"/> 産前産後 | <input type="checkbox"/> 誓約書（出産・傷病） <input type="checkbox"/> 分娩予定日がわかる書類（母子健康手帳の写しなど） |
| <input type="checkbox"/> 介護・看護 | <input type="checkbox"/> 介護・看護申立書 <input type="checkbox"/> 診断書等（詳しくは介護・看護申立書参照） |
| <input type="checkbox"/> 災害復旧 | <input type="checkbox"/> 申立書（災害復旧のため家庭等で保育できない理由を明記） <input type="checkbox"/> り災証明書の写し |

※その他の理由（通学、虐待・DVのおそれがあること等）の場合は、お問い合わせください。

●その他必要書類

| 必要となる場合 | 必要な書類 |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 市外に在住している | <input type="checkbox"/> 転入誓約書 <input type="checkbox"/> 住民票（世帯員全員がわかるもの） <input type="checkbox"/> 不動産売買（賃貸）契約書の写し等 <input type="checkbox"/> 令和5年度の課税証明書（後日でも可 ^{※1} ） <input type="checkbox"/> 令和5年の源泉徴収票の写し 又は 令和5年所得税確定申告書控えの写し 又は 令和6年度の課税証明書（令和6年1月以降にご提出ください ^{※2} ） |
| <input type="checkbox"/> 令和5年1月1日時点で宝塚市以外に住民票があった | <input type="checkbox"/> 令和5年度の課税証明書（後日でも可 ^{※1} ） |
| <input type="checkbox"/> 祖父母と同居している | <input type="checkbox"/> 同居の祖父母に関する申立書 |
| <input type="checkbox"/> 乳幼児に健康上または発達上の問題がある | <input type="checkbox"/> 診断書（意見書） |

※1 令和6年4月～8月の保育料を決定するために必要です。入園までに提出がなかった場合、最高階層の保育料に決定しますのでご注意ください

※2 令和6年9月～令和7年3月の保育料を決定するために必要です。令和6年7月31日までに提出がなかった場合、最高階層の保育料に決定しますのでご注意ください。令和6年度の課税証明書は、令和6年1月1日に住民票のあった市区町村に対し、令和6年7月頃に請求できます。なお、令和5年12月31日までに宝塚市に転入される方は不要です。